

議案第 1 1 3 号

世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区玉川福祉事務所の位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年3月世田谷区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表玉川地域の項中「東京都世田谷区玉川一丁目20番21号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。